



三重県公報

平成30年5月7日（月）

第 3002 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
333	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定	(消防・保安課)	2
334	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
335	平成30年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
336	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
選 管 告 示			
23	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定をした旨の報告	(選挙管理委員会)	3
24	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	4
25	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	5
26	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	6
27	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出	(同)	6
28	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	(同)	7
29	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	7
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	7
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	8
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	8
	同件	(同)	8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	11

告 示

三重県告示第 333 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売事業者の名称	所在地	認定年月日	保安確保機器の設置及び管理の方法の別
株式会社ジェイエイサー ビス伊勢	度会郡度会町大野木 1858 番地	平成 30 年 3 月 28 日	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 2 号 (第二号認定)

三重県告示第 334 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
22	映画	SEXアドベンチャー ワン ダー・エロス	オーピー映画	平成 30 年 5 月 7 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
23	映画	続・未亡人下宿？ エロすぎ ちやっでごめんなさい♡	オーピー映画		
24	映画	妖艶ニューハーフ 快楽の舌 戯	新東宝映画		
25	映画	フェチづくし 痴情の虜	オーピー映画		
26	映画	福マン婦人 ねっとり寝取ら れ	オーピー映画		
27	映画	殺人鬼を飼う女	KADOKAW A		

三重県告示第 335 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官 候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官 候補生	男女 平成 30 年 5 月 28 日（月）まで	平成 30 年 6 月 3 日（日）	平成 30 年 8 月下旬から 同年 9 月下旬まで及び平 成 31 年 3 月下旬から同 年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後见人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 336 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 30 日 第 10 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社ミエライス	代表取締役社長 長谷川 靖	津市庄田町 1957 番地

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
佐脇 俊輝	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	玄米	K2428258

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 23 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定をした旨、桑名市選挙管理委員会から報告がありました。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
桑名市選挙管理委員会	桑名市日進まちづくり拠点施設	桑名市新屋敷 169 番地	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市精義まちづくり拠点施設	桑名市中央町三丁目 49 番地	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市立教まちづくり拠点施設	桑名市内堀 7 番地	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市城東まちづくり拠点施設	桑名市大字赤須賀 86 番地 21	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市益世まちづくり拠点施設	桑名市馬道一丁目 33 番地 3	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市修徳まちづくり拠点施設	桑名市大字桑名 628 番地 58	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市大成まちづくり拠点施設	桑名市大字東方 2080 番地 18	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市大和まちづくり拠点施設	桑名市大字播磨 734 番地 1	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市桑部まちづくり拠点施設	桑名市大字桑部 830 番地 23	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市在良まちづくり拠点施設	桑名市大字蓮花寺 263 番地 1	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市七和まちづくり拠点施設	桑名市大字芳ヶ崎 1365 番地 1	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市久米まちづくり拠点施設	桑名市大字志知 3838 番地 8	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市深谷まちづくり拠点施設	桑名市大字下深谷部 5180 番地	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市城南まちづくり拠点施設	桑名市大字和泉 667 番地	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市大山田まちづくり拠点施設	桑名市大山田一丁目 9 番地	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市長島まちづくり拠点施設	桑名市長島町松ヶ島 61 番地 3	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市長島北部分館	桑名市長島町西川 375 番地	平成 30 年 4 月 1 日
桑名市選挙管理委員会	桑名市伊曾島分館	桑名市長島町白鷄 1 番地 2	平成 30 年 4 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 24 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

表中

「桑 名 市	桑名市長島防災コミュニティセンター	桑名市長島町平方 150 番地 1	を
「桑 名 市	桑名市長島防災コミュニティセンター	桑名市長島町平方 150 番地 1	」
桑 名 市	桑名市日進まちづくり拠点施設	桑名市新屋敷 169 番地	
桑 名 市	桑名市精義まちづくり拠点施設	桑名市中央町三丁目 49 番地	

桑名市	桑名市立教まちづくり拠点施設	桑名市内堀 7 番地
桑名市	桑名市城東まちづくり拠点施設	桑名市大字赤須賀 86 番地 21
桑名市	桑名市益世まちづくり拠点施設	桑名市馬道一丁目 33 番地 3
桑名市	桑名市修徳まちづくり拠点施設	桑名市大字桑名 628 番地 58
桑名市	桑名市大成まちづくり拠点施設	桑名市大字東方 2080 番地 18
桑名市	桑名市大和まちづくり拠点施設	桑名市大字播磨 734 番地 1
桑名市	桑名市桑部まちづくり拠点施設	桑名市大字桑部 830 番地 23
桑名市	桑名市在良まちづくり拠点施設	桑名市大字蓮花寺 263 番地 1 に改める。
桑名市	桑名市七和まちづくり拠点施設	桑名市大字芳ヶ崎 1365 番地 1
桑名市	桑名市久米まちづくり拠点施設	桑名市大字志知 3838 番地 8
桑名市	桑名市深谷まちづくり拠点施設	桑名市大字下深谷部 5180 番地
桑名市	桑名市城南まちづくり拠点施設	桑名市大字和泉 667 番地
桑名市	桑名市大山田まちづくり拠点施設	桑名市大山田一丁目 9 番地
桑名市	桑名市長島まちづくり拠点施設	桑名市長島町松ヶ島 61 番地 3
桑名市	桑名市長島北部分館	桑名市長島町西川 375 番地
桑名市	桑名市伊曽島分館	桑名市長島町白鷄 1 番地 2 」

三重県選挙管理委員会告示第 25 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊東ひろゆき後援会	野 地 伸 卓	寺 前 孝 祐	熊野市井戸町 5090	平成 30 年 4 月 3 日	
かりや武人後援会	仮 屋 武 人	仮 屋 武 人	桑名市大字和泉 278	平成 30 年 4 月 6 日	
倉田育後援会	倉 田 育	倉 田 育	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-87	平成 30 年 3 月 28 日	
近藤ひろし後援会	近 藤 浩	近 藤 ひとみ	桑名市大字蓮花寺 2008	平成 30 年 4 月 2 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党四日市支部	石 田 成 生	会計責任者	三 木 隆 谷 口 周 司		平成 29 年 6 月 1 日	政党
日本共産党北勢地区委員会	内 藤 弘 一	会計責任者	野 村 真 弘	堀 江 恪 四 郎	平成 30 年 3 月 28 日	政党
石川よしき後援会	伊 藤 春 樹	代表者	伊 藤 春 樹	青 井 輝 行	平成 30 年 4 月 1 日	

幸福実現党名張伊 賀後援会	林 一 博	会計責 任者	西 尾 美津代	早 川 千耶子	平成 29 年 12 月 23 日
幸福実現党四日市 後援会	山 中 浩 史	会計責 任者	中 崎 博 文	西 尾 美津代	平成 30 年 3 月 21 日
小山敏後援会	小 山 敏	代表者	小 山 敏	小 倉 紀 幸	平成 30 年 3 月 27 日
税理士による田村 のりひさ後援会	坂 本 昇	主たる 事務所 の所在 地	津市博多町 5- 63	松 阪 市 茶 与 町 28-2	平成 30 年 3 月 31 日
山崎まゆみ後援会	福 井 佳 江	会計責 任者	山 崎 まゆみ	山 崎 智 史	平成 29 年 10 月 1 日
山崎まゆみと東員 町の未来を創る会	山 崎 まゆみ	会計責 任者	山 崎 まゆみ	山 崎 智 史	平成 29 年 10 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 26 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 5 月 7 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
伊賀市民のための政治を実現する会	山 下 達 也	平成 29 年 12 月 31 日	
太田耕司後援会	太 田 耕 司	平成 30 年 3 月 16 日	
小川かつみ後援会	小 川 みどり	平成 30 年 3 月 4 日	
改革四日市 協働塾	田 中 美智子 上 條 好 三	平成 30 年 4 月 3 日 平成 29 年 12 月 31 日	
工村一三後援会	浜 條 金 哉	平成 30 年 3 月 27 日	
倉田育後援会	倉 田 育	平成 30 年 3 月 27 日	
阪口直人後援会	樋 口 喜一郎	平成 29 年 12 月 31 日	
田中としゆき後援会（新しい四 日市を創る会）	大 橋 正 行	平成 30 年 4 月 3 日	
みえ政経フォーラム	田 中 俊 行	平成 30 年 4 月 3 日	
村瀬利嗣後援会	村 瀬 利 嗣	平成 29 年 12 月 25 日	

三重県選挙管理委員会告示第 27 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 5 月 7 日

		三重県選挙管理委員会委員長		高 木 久 代	
1	資金管理団体の異動				
資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
森 野 真 治	森野真治後 援会	公職の種類	県議会議員	市長	平成 30 年 3 月 26 日
2	資金管理団体の指定の取消し				
資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日			
田 中 俊 行	みえ政経フォーラム	平成 30 年 4 月 3 日			

三重県選挙管理委員会告示第 28 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 30 年 4 月 3 日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党三重県伊賀市第三支部	栗野 仁博	中林 法次	伊賀市小田町 153	政党
板倉みさお後援会	井上 寿一	板倉 重永	鈴鹿市十宮 4-16-21	
いつもいきいき四日市の会	山原 博之	青木 信洋	四日市市大矢知町 955	
伊藤まさし後援会	伊藤 昌志	伊藤 光子	四日市市茂福 140-7	
小川ままとまちづくりの仲間たち	山下 英夫	小川 まみ	桑名市筒尾 3-14-11	
柏木康恵後援会	福島 春樹	柏木 専茂	亀山市関町坂下 429	
川村たかし後援会	川村 高司	川村 有子	四日市市九の城町 12-15	
護誠塾信誠会	澤田 拓兒	田端 哲也	鈴鹿市大池 2 丁目 29-12	
西田鉄也後援会	西田 鉄也	西田 鉄也	四日市市桜花台 1 丁目 8-15	
長谷川ゆきこ後援会	水野 辰夫	堀山 清信	津市下弁財町津興 236-7	
林たかみつ後援会	横山 好紀	林 孝行	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 2497-1	
ひぐち龍馬後援会 四日市海援隊	樋口 龍馬	樋口 暁美	四日市市新正 3 丁目 10-7	
松田しゅんすけ後援会	伊藤 稔	松田 靖次	松阪市垣鼻町 574-12	
もりおか昭二後援会・水平会	中西 正武	森岡 広生	伊賀市柘植町 8704	
森口あゆみ後援会	鈴木 八千代	森口 靖之	伊賀市上野忍町 2582-2	
森正敏後援会	樋口 悟	梶川 巖	伊賀市阿保 530	
山下のりこと伊賀市をつくる会	山下 典子	稲森 稔尚	伊賀市上野丸之内 1-17	
遊友会	松田 俊助	中谷 千代	松阪市垣鼻町 574-12	
吉岡師良後援会	吉岡 師良	吉岡 師良	三重郡菰野町菰野 9913-1	

三重県選挙管理委員会告示第 29 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

倉田育後援会

報告年月日

平成 30 年 3 月 28 日

1 収入総額

0 円

2 支出総額

0 円

公 告

2638 番地) の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 30 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業地域
県内全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 29 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
松阪市飯高町森及び同市飯高町青田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 27 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡御浜町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画高度利用地区
上野丸之内駅前地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画道路
3・3・17 号上野丸之内駅前広場線
3・4・3 号丸之内久米線
3・4・6 号田端新居線
3・4・13 号新都市環状線
3・5・9 号緑ヶ丘西明寺線
3・5・12 号守田四十九線
3・5・15 号中川原樋之口線
3・5・16 号服部北平野線
8・6・1 号新都市 1 号線
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画公園
3・3・1 号くれは水辺公園
3・3・2 号青山中央公園

- 3・3・3号青山北部公園
- 4・5・1号上野南公園
- 5・5・1号上野公園
- 5・5・2号上野東公園
- 6・4・1号上野運動公園
- 6・4・2号しらさぎ運動公園

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年5月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

伊賀都市計画下水道

伊賀市公共下水道（新都市処理区）

伊賀市特定環境保全公共下水道（河合処理区）

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年5月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

伊賀都市計画下水道

第1号南平野都市下水路

第2号緑ヶ丘都市下水路

第3号小田都市下水路

第4号佐那具都市下水路

第5号羽根川都市下水路

第6号小田北平野都市下水路

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年5月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

伊賀都市計画汚物処理場

第1号伊賀市汚泥再生処理センター

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の

規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画ごみ処理場
第 1 号伊賀市さくらリサイクルセンター
第 2 号伊賀市しらさぎ一般廃棄物処理施設
第 3 号伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画火葬場
第 1 号伊賀市斎苑
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画上野市駅前地区第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画地区計画
北平野(1)地区
北平野(2)地区
平野中川原地区
服部地区
上野新都市地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
